

令和8年度

水稻の複数品種導入における水利用影響調査業務

特別仕様書

北陸農政局農村振興部設計課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本業務は、土地改良事業計画基準の検討のため、水稻栽培における作業分散のため複数品種導入が水利用に与える影響を把握するもので、学識者による意見聴取会へ報告するために必要な調査を行い、とりまとめを行うものである。

### (場所)

第2条 本業務の調査対象地は、石川県小松市千代町及び能美市牛島町地内で別紙に示すとおりとする。

### (土地の立入り等)

第3条 作業のための土地への立入り等は、農林水産省農村振興局制定の設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1-16条に準拠するものとし、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第4条 共通仕様書に準拠するもの以外の一般事項は、次のとおりである。

- 一 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 二 特別仕様書に定めのない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

### (配置技術者の確認)

第5条 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載し、監督職員へ提出しなければならない。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。

### (保険加入)

第6条 受注者は、共通仕様書第1-37条に準拠し、保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

### (適用する図書)

第7条 適用する図書は、土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（水田）」（(公社)農業農村工学会 平成22年7月）とする。

### (貸与資料)

第8条 貸与資料は、次の表に示すとおりとする。

貸与資料	数量
国営土地改良事業計画調査マニュアル（部分改訂）平成29年3月	1式
その他必要と認められる資料	1式

### (貸与資料の取扱い)

第9条 前条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- 一 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 二 貸与資料は、原則として第14条に規定する初回の打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならないものとする。

### 第3章 作業内容

(作業項目等)

第10条 本業務における作業の項目、内容及び数量は、次の表に示すとおりとする。

作業項目	作業内容	数量
1. 現地調査	調査水田（2ほ場）の用排水状況等を把握するとともに、地区の概況を整理する。	1式
2. 調査機器の設置、撤去 2-1 自記水位計の設置、撤去	調査水田の湛水深（田面水位）を計測するため、自記水位計を設置し、調査後に撤去する。 自記水位計は、1ほ場当たり1地点で設置する。 なお、自記水位計は受注者で準備する。	2地点
2-2 パーシャルフリューム及び自記水位計の設置、撤去	調査水田の取水量を計測するため、パーシャルフリュームと自記水位計を設置し、調査後に撤去する。 調査水田は取水箇所が1ほ場当たり2か所（畦畔除去により大区画化したほ場のため）であり、パーシャルフリュームは、1ほ場当たり2地点で設置する。 なお、パーシャルフリュームは発注者から貸与する。フリューム内に設置する自記水位計は受注者で準備する。	4地点
2-3 三角堰及び自記水位計の設置、撤去	調査水田の排水量を計測するため、三角堰と自記水位計を設置し、調査後に撤去する。 調査水田は排水箇所が1ほ場当たり2か所（畦畔除去により大区画化したほ場のため）であり、三角堰は、1ほ場当たり2地点で設置する。 なお、三角堰と自記水位計は受注者で準備する。	4地点
2-4 雨量計の設置、撤去	調査水田における降雨量を計測するため、調査水田に雨量計を設置し、調査後に撤去する。 雨量計は、調査水田近傍の1地点で設置する。 なお、雨量計は受注者で準備する。	1地点
3. 湛水深、取水量及び排水量調査	調査水田の水管理状況を把握するため、調査水田に設置した自記水位計による湛水深（田面水位）を計測する。 また、調査水田の水利用状況を把握するため、用水路から調査水田への取水量、調査水田から排水路への排水量を設置した自記水位計により計測する。 ・計測期間 4月下旬～9月とする。 ・計測間隔は10分間隔とする。 なお、自記水位計の記録は定期的に現地に赴きデータ回収を行う。	1式

4. 気象調査	調査水田の特性を把握するため、気温、降雨量、日照時間、風向、風速のデータを近傍の気象台又はアメダス等から収集する。	1 式
5. 土壌調査	調査水田の土壌特性を把握するため、1 ほ場当たり 1 地点において、土壌の粒度組成、透水性（透水係数）、三相分布の調査を行う。 対象土層：作土層、心土層	2 地点
6. 営農調査	営農者が記載した作業日誌（営農日誌等）から、営農状況（代かき、移植、中干し、落水等の時期、作業時間・作業人数等）や水管理状況等を調査し、複数品種を導入するほ場と単一品種のほ場との違いを整理する。 なお、複数品種を行うほ場においては、調査水田（中生品種）だけではなく、早生品種や晩生品種の栽培に当たっての作業日誌（営農日誌等）も合わせて整理する。 また、複数品種を導入する営農者の栽培歴を聞き取り等から作成する。	1 地点
7. 調査データの整理	各調査における計測結果等について、以下のデータ整理を行う。 ・各調査データの時系列での整理や調査結果を組み合わせて整理（降雨量と水収支等）を行う。 ・3. の水収支から一筆減水深の経日変化の傾向の整理を行う。 ・複数品種の導入による水利用パターンの変化を検討するため、調査水田地区における事業計画上の水利用パターンと 3. の調査結果の比較を行う。	1 式
8. 報告書の作成	各調査等の結果等の取りまとめでを行い、報告書の作成を行う。	1 式

（作業上の留意点）

第 11 条 本業務の実施に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- 一 調査水田については、発注者において営農者から調査実施の承諾を得ている。
- 二 調査機器の設置に当たって、営農上、支障とならないように配慮すること。なお、支障となる場合は、営農者と相談の上、監督職員に報告すること。
- 三 土壌調査において外注による土質試験等を実施する場合に必要な経費は、受注者の負担とすること。なお、土壌のサンプリングをする際は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 四 学識者による意見聴取会は、水田分科会（8～9月頃）と意見聴取会（1～2月頃）を予定している。

調査計画時及び、各会議の報告書作成時には当局を担当する学識者から助言を得る

ものとする。

なお、当局を担当する学識者は、石川県立大学環境科学科 瀧本裕士教授である。

五 学識者からの助言への謝金について、受注者から学識者へ支払いを行うこと。

なお、謝金額は8,700円/時間を予定している。

(管理技術者)

第12条 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(農業—農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画)、農業部門(農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画))、農業土木技術管理士又はシビルコンサルティングマネージャ(農業土木)のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒にあつては23年、高校卒にあつては28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)とする。

(担当技術者)

第13条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条に準拠するものとする。

#### 第4章 打合せ

(打合せ)

第14条 本業務の打合せは次に掲げる段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

初回	作業着手前の段階
第2回	調査の中間取りまとめ段階
最終回	報告書原稿作成時

#### 第5章 成果物

(成果物)

第15条 受注者は、成果物を次のとおり提出しなければならない。

- 一 成果物の電子媒体(CD-R又はDVD-R) 正副2部

(成果物の提出先)

第16条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

石川県金沢市広坂2-2-60  
北陸農政局農村振興部設計課

#### 第6章 契約変更

(契約変更)

第17条 契約変更に係る発注者及び受注者の協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微なものについては、両者協議の上契約変更をしない場合がある。

- 一 第10条に規定する作業の項目、内容又は数量を変更しようとする場合
- 二 第14条に規定する打合せの回数を変更しようとする場合
- 三 第15条に規定する成果物の部数等を変更しようとする場合
- 四 履行期間を変更しようとする場合
- 五 その他必要と認められる場合

## 第7章 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

(主な環境関係法令の遵守)

第18条 受注者(受託者)は、物品・役務(委託事業を含む)の提供に当たり、関連する環境関連法令を遵守するものとする。

### ①エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)

等

### ②廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

等

### ③環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法(平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)

等

(環境関係法令の遵守以外の事項)

第19条 受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙様式1を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した/努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した/努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどり食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第20条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

# 調査位置図

